

## 第 6 回合同会合における主な御指摘事項と対応について

### ● 合同会合第二次報告書(案)について

分類	御指摘事項（発言者）	対応
組込製品規制	【資料 3－1】新法において組込製品も規制対象としている点は適切である。組込製品への対応は社会全体の認識の下で実施していく必要があるが、その点はどうやって担保していくのか。輸入事業者による今後の取り組みに関する担保措置はないのか（崎田委員）	● 組込製品については、今後試買調査を予定している。市場流通品の種類や水銀含有量を調査する予定だが、調査方法に関しては夏以降も引き続き検討したい。（当日回答済み）
ボタン形電池の EU 動向と国内規制の関係	【資料 3－2、p.6(1)②】EU 域内では、改正電池指令により平成 27 年 10 月以降に上市可能なボタン形酸化銀電池の水銀含有量が 5ppm 以下になるとのことだが、参考資料 1、1 ページによると、日本はボタン形酸化銀電池を輸出しているため、EU 域内に輸出する場合は 5ppm 以下の製品を製造しなければならなくなる。日本としては水銀含有量基準を条約上の 2%以上から 1%以上に深掘りすることが適當とあるが、国内事業者が今後国内向け製品と海外向け製品を作り分けるという可能性もあるのか（貴田委員）	● 無水銀電池は有水銀電池と比べ一般に高価である。5ppm 以下は実質無水銀であり、国内の規制を 5ppm 以下とすると国際競争力の点で不利になる。国内向け製品と海外向け製品を作り分けるかどうかは各事業者の判断だが、価格差を踏まえると作り分けるという判断がなされる可能性もある。（当日回答済み）
真空計の適用除外	● 【資料 3－2、p.12(3)⑤】水銀式真空計について、何を根拠に適用除外とするかを明確にすべき。条約附属書 A シャポーでは研究及び計測器の校正用途は全て適用除外とされている一方で、参考資料 2 の日本科学機器協会の意見書では「高精密度な測定で使用する際」に代替できないとしており、附属書 A の計測器の除外規定にある「適当な代替品が利用可能でない場合」に該当することを確認する必要がある。研究及び校正用途での使用もあるならば、それに依拠して適用除外とすると報告書に記載すべき。真空計に	● 条約上適用除外となる製品については資料 3－2、9 ページ表 2 に示している。参考資料 2、3 ページの＜参考＞に示すとおり、電気式真空計は温度変化その他の環境の影響を受けやすいといった制約条件があり、使用できない場合がある。そのため、高精密度な測定で使用する際には代替不可能なため、日本では適用除外とすべきと判断している。 →当該 2 力所について、「実現可能な」を「適当な」に

分類	御指摘事項（発言者）	対応
	<p>限らず、今後水銀使用製品の適用除外を検討するにあたっての基準に係る部分であるため、条約のどの部分を根拠に適用除外としているかを明確化しておく必要がある（高村委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料3－2、12ページの1行目では「実現可能な代替製品が存在しないため適用除外とすることが適當」となっているが、「適當な代替製品が存在しない」とすべき。また、別紙1の12行目も同様に「適當な代替製品が存在しない」と修正すべき（高村委員）</li> </ul> <p>【資料3－2、p.12(3)⑤】有機合成において酸に晒される場合等の過酷な条件下や蒸留においては、電気式真空計は壊れてしまうことがある。合成反応によって発生するガスの影響も受ける。研究用途以外に各種工程の細かい部分で真空計が使用されているはずで、こうしたものについても適用除外としておかなければ困るだろう（田村委員）</p> <p>【参考資料2、p.1、1】参考資料で業界によって適用除外が必要と示されたもの以外は電気式に移行していくとされているが、それで大丈夫か。そもそも条約上、研究開発用途は適用除外のはずである。このほかに校正用途の需要があるのではないか（高岡委員）</p>	修正。
既存用途製品のリストアップ	【資料3－2、p.12、4－1】既存用途製品のリストは今後網羅的なものになるのか（大塚座長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水銀式真空計の製造事業者は国内に4社、製造品はマクラウド真空計とU字型真空計の2種類のみ。資料中で適用除外として挙げたもの以外は電気式に切り替えていく動きがある。（当日回答済み）</li> <li>● 資料3－2、10ページにあるように、研究用途は共通的な適用除外。該当製品については新法において、主務大臣が判断し、許可することとなっている。（当日回答済み）</li> </ul> <p>網羅的なリストを目指している。ただし、発効前に製造されたことが明確に分かる場合は、除外する規定を設ける。（当日回答済み）</p>

分類	御指摘事項（発言者）	対応
水銀含有再生資源	【資料3－2、p.17、7－2】ここでいう「管理」には、水銀の回収処分も含まれているのか。非鉄製錬スラッジが主な対象となると認識しており、現在は委託製錬であるが、処理費が必要となると廃掃法の廃棄物となるのか（築地原委員）	管理には、収集運搬、回収、処理も含む。水銀を含むスラッジは、処分されるものである限り、水銀含有再生資源か廃棄物のどちらかに区分される。処分費用が必要となる場合は基本的に廃棄物。水銀含有再生資源から廃棄物への移行量の報告を求めており、これによってしっかりと把握していく（当日回答済み）
今後の課題	<p>【資料3－2、p.18、8】「市町村等が分別収集の徹底・拡大等をする」とあるが、産業界による分別収集に関する取組も行われているのではないか。産業界も含めた全体としての対策を講じていくべき（貴田委員）</p> <p>【資料3－2、p.18、8】日本照明工業会では既に一部の処理事業者と情報交換を進めている。ランプ類の処理自体ではとくに問題はないものの、以下のような課題が聞かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自治体によっては産廃と一廃を分けて処理すべきとしているが、産廃を全て処理しきって一度空にしてから一廃を処理するのでは時間もコストもかかる。</li> <li>➢ 産廃処理の許可は得られたものの、一廃処理の許可がおりない場合がある。</li> <li>➢ 白熱電球が蛍光灯等に混ざっていると、白熱電球の処理の許可がなくて処理できずに困るケースがある。</li> </ul> <p>上記を踏まえ、廃棄物の処理が容易になるようにしていただきたい。水銀使用製品の適正な回収・処理を推進するため、なるべくコストを抑えていく必要がある。自治体によっては蛍光管、LED、白熱電球を</p>	<p>「市町村等」の「等」に産業界による取組も含めている。産業界の既存取組の重要な要素と認識している。適正分別回収は循環型社会部会で検討する事項であるが、連携し、齟齬がないよう検討を進める（当日回答済み）</p> <p>ご指摘の点は廃棄物担当部署に伝達。（当日回答済み）</p>

分類	御指摘事項（発言者）	対応
	まとめて処理しているところもある。今後どのように分別するのか。 (田村委員)	
	【資料3－2、p.18、8】廃製品に関しても、適切にリサイクル・廃棄のフローに乗っていくようにする必要がある。製品ごとに業界の事情や自治体の対応も異なるため、製品別の検討を行う必要がある（高村委員）	→循環部会での廃製品の検討にインプット
	【資料3－2、p.18、8】製品表示等の適正な情報提供と廃製品回収の徹底が連携してうまくいくよう、製品と廃棄に関する検討をうまく連動して進める必要がある（崎田委員）	→循環部会での検討と適切に連係

### ●その他

分類	御指摘事項	対応
実施計画	中小事業者も含めどのように制度を実施、実現していくかが重要であり、実施計画をきちんと作っていくことが重要。実施計画の策定スケジュールはどのようにになっているのか（永田委員）	実施計画の策定は条約の締結に必要ではなく、条約の締結に必要な新法の政省令等が全て整備された上で策定される予定。検討の場については内部検討中だが、検討体制に関しては、新法において中央環境審議会と産業構造審議会の意見をきくこととされていることを踏まえる必要があると認識している（当日回答済み）